

# 「令和2年度 事業計画書」

## 令和 2 年度 事業計画書

(自令和 2 年 4 月 1 日 至令和 3 年 3 月 3 1 日)

当協会は、法面保護の社会的使命を深く認識し、あらゆる法面保護の工法を探求し、その普及を図ることにより国土の保全に寄与し、国民の生命・財産を自然災害から守るという使命を目的とし社会に貢献してきた。

令和 2 年度においても、一層の社会貢献を果たすことを目的に、従来から実施している公益的活動を本部と支部とが一体となり積極的に推進することとする。

### 1、特定法面保護工法に関する技術者及び技能者の養成等

#### (1) のり面施工管理技術者資格試験及びのり面ノズルマン技能認定試験

法面保護工の品質確保のための専門的技術を検証する目的の「のり面施工管理技術者資格試験」を引き続き実施する。

法面吹付工の技能者を確保する目的の「のり面ノズルマン技能認定試験」については、労働安全衛生法施行令等の改正に伴い墜落制止用器具が変更され、実地試験で使用している映像の修正等が必要となり、その撮り直しを行うため令和 2 年度の試験を中止する。ただし、技能認定資格取得後 5 年を経過した者の更新手続きは引き続き実施する。

#### (2) のり面施工管理技術者講習会及びのり面ノズルマン講習会並びにのり面施工管理技術者資格更新講習会

のり面施工管理技術者等の養成のため「のり面施工管理技術者講習会」及びのり面施工管理技術者資格取得後 5 年を経過した者に対する継続教育として「のり面施工管理技術者資格更新講習会」を引き続き実施する。

また、のり面施工管理技術者講習会及びのり面施工管理技術者資格更新講習会については、引き続き、公認の CPDS に登録する。

なお、法面吹付技能者の養成のための「のり面ノズルマン技能講習会」については、のり面ノズルマン技能認定試験と同様に令和 2 年度については、中止する。

#### (3) その他の講習会、講演会等

のり面構造物に関する講演会を引き続き実施する。

また、各地方支部において、法面保護工法に関する研修会、講習会を実施するとともに、現場の安全に関する研修会、講習会を実施する。

なお、「労働安全衛生法施行令」の改正を受け、「のり面ロープ高所作業に係る特別教育テキスト」を改定したことから、インストラクターを養成するための講習会を 2～3 年程度の間、各支部単位で実施する。

## 2、法面保護工の専門技術に関する指導・助言

発注機関、会員、その他団体等からの法面保護工に関する技術的な相談窓口活動を積極的に行う。

また、地方支部等が企画し実施する講習会への講師派遣を行う。

## 3、法面保護工の技術向上、普及のための調査研究

### (1) 特定法面保護工法に関する調査研究

本部及び支部の委員会による調査研究を行うほか、のり面緑化工の手引きの改訂を進める。また、大学等に委託するなどして必要な調査を実施する。

### (2) 「老朽化したモルタル吹付工の維持・管理手引き」の編纂

法面構造物の維持・管理に関する手引書の作成を継続し、年内には最終原稿まで進める。

### (3) 特定法面保護工法に関する受託業務の実施

特定法面保護工法に関する受託業務を実施する。

## 4、法面保護工の普及のための啓蒙事業

特定法面保護工法の普及・啓蒙のため機関誌「のり面と環境」を発行するほか、法面保護工事が市民生活の「安全・安心」に重要な役割を果たすことについて、広く国民の理解を深めるため現場見学会の開催等を活用した啓蒙活動を充実する。

また、発注者に対してのり面施工管理技術者等の資格活用等法面保護工事に関する要望活動を実施する。

## 5、特定法面保護工に関する調査の実施

法面保護工事の施工実態調査及び労働災害調査を継続して実施する。

## 6、関係機関への協力等

イベント等関係機関の行う行事等に協力する。

## 7、その他

建設分野における特定技能外国人の受入に関し、当協会として必要な諸規定等の制度改正を図る。

また、(一社)建設技能人材機構への加入申請を行う。